

仙台市男女共同参画推進審議会の公開等について（案）

1 仙台市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）の会議は、非公開とすることに相当の理由がある場合を除き公開することとし、傍聴者の定員は、原則として10名とする。

ただし、事務局において確保できた会場の収容定員の都合等により、これを変更しなければならないときは、事務局が会長と協議して別に定員を定める。

2 審議会の会議を公開する場合における傍聴に係る遵守事項は、別紙のとおりとする。

3 審議会の議事録は、1と同様、非公開とすることに相当の理由がある場合を除き市政情報センター及び仙台市ホームページにおいて公開する。また、議事録の作成・公開に際しては、委員全員の署名に代えて、会長があらかじめ指定する委員2名の署名により議事録を確定する。